

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程（以下「推進規程」という。）第5条に定める、コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 法務担当常務理事、その他の常務理事
- (3) 設置校の学校長
- (4) 事務局長および学務局長
- (5) 総務部長および学務部長
- (6) 大学教育職員懲戒審査委員会委員長
- (7) 事務職員等懲戒審査委員会委員長
- (8) ハラスメント問題調整等委員会委員長
- (9) 個人情報保護委員会委員長
- (10) 公益通報対応委員会委員長
- (11) 研究倫理委員会委員長

2 推進会議に、委員長および副委員長を置く。委員長は、理事長をもってあて、副委員長は、法務担当常務理事をもってあてる。

3 委員長は、推進会議を代表し、推進会議を招集して、その議長を務める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員の任期は、第1項の各号に掲げる職務の在任期間とする。

6 推進会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

8 委員長は、必要に応じて委員以外の者を推進会議に出席させ、発言を求めることができる。

(推進会議の所掌事項)

第3条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コンプライアンス全般の推進に係る基本方針の策定及び総括に関する事項
- (2) コンプライアンス全般の推進に係る組織運営体制の整備に関する事項
- (3) コンプライアンス全般の推進に係る啓蒙ならびに研修に関する事項
- (4) コンプライアンス全般の推進に係る行動規範の確立に関する事項
- (5) コンプライアンス違反行為への対応に関する事項
- (6) その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

(特別対策会議の設置)

第4条 推進会議は、コンプライアンス違反行為の発生等の緊急案件に対応するため、推進会議のもとに特別対策会議を設置する。

2 特別対策会議は、法務担当常務理事、その他の常務理事、局長、総務部長により構成する。

(専門委員会の設置)

第5条 推進会議は、第3条各号の所掌事項を処理するため、推進会議のもとに専門委員会を設置し、所掌事項の一部を委任することができる。この場合において、専門委員会の委員には、推進会議の委員以外の者を委嘱することができるものとする。

2 専門委員会は、委員長が指名する1名以上の推進委員を含む、若干名の委員をもって構成する。

3 専門委員会の委員には、顧問弁護士等の外部の有識者を委嘱することができる。

4 専門委員会は、委任された所掌事項の審議等の内容について、推進会議に報告しなければならない。

(事務)

第6条 推進会議の事務は、総務部総務課（法務・コンプライアンス担当）が行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。